令和９・１０年度入札参加資格審査要領及び審査基準

那覇市上下水道局競争入札参加者の資格及び審査に関する要綱（以下「要綱」という。）第７条第１項第２号に規定する主観的事項について那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める基準として、次のとおり定める。

１　本局発注の建設工事の工事成績（要綱第７条第１項第２号ア）

工事成績については、本局発注（水道施設工事）の建設工事で令和７年１月１日から令和８年12月末日まで（以下「対象期間」という。）に完成検査を受けたものを対象として、第１表のとおり点数を付加するものとする。

なお、前回（令和７・８年度）登録業者のうち引き続き登録するもの（以下「継続登録業者」という。）について対象期間に受検実績がない場合は、同表の工事成績の「普通」の 40 点を付加するものとし、前回より前に登録されたことがある業者及び新規登録業者については、点数を付加しないものとする。

第１表

工事成績	優秀			良好			普通		
	成績≧90			90＞成績≧75			75＞成績≧60		
平均値	100	95	90	85	80	75	70	65	60
付加点数	100	92.5	85	77.5	70	62.5	55	47.5	40

※１　受検工事が２以上ある場合については、その平均値（小数点以下切り捨て）により工事成績を算定する。

※２　上記表にない工事成績については、次の数式により付加点数を算定する。

（工事成績点数－60）×1.5＋40

２　指名停止の状況（要綱第７条第１項第２号イ）

指名停止については、対象期間において那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第 12 条の規定に基づき指名停止を受けた業者を対象とし、第２表のとおり点数を付加するものとする。

第２表

指名停止期間	１月以内	３月以内	６月以内	12 月以内	24 月以内
付加点数	-30	-35	-40	-45	-50

３　技術者の雇用人数（要綱第７条第１項第２号ウ）

技術者の雇用人数については、競争入札参加資格審査に係る基準日（以下「審査基準日」という。）において技術者のそれぞれの人数により、第３表のとおり点数を付加するものと

する。ただし、付加する点数は、50 点を上限とする。

第３表

資格	１級土木施工管理技士	２級土木施工管理技士（土木に限る）	給水装置工事主任技術者	配水管技能者登録証（一般継手）	配水管技能者登録証（耐震継手）
付加点数	3	2	1	1	2

4　障がい者の雇用人数（要綱第７条第１項第２号エ）

障がい者の雇用人数については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく雇用義務がある一般事業主（法定雇用義務がある業者）及び障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる業者（法定雇用義務がない業者）に対し、第４表又は第４－１表のとおり点数を付加するものとする。

第４表（法定雇用義務がある業者の場合）

障がい者雇用	雇用義務達成の事業者	雇用義務未達成の事業者
付加点数	5	－10

第４－１表（法定雇用義務がない業者の場合）

障がい者雇用	２人以下雇用	３人以上雇用
付加点数	5	10

5　雇用の規模（要綱第７条第１項第２号エ）

雇用の規模については、令和８年７月１日現在における健康保険又は厚生年金保険等の被保険者数（後期高齢者も対象とする。）により、第５表のとおり点数を付加するものとする。

第５表

雇用の規模	１人～９人	10 人～29 人	30 人以上
付加点数	10	20	30

6　経営状況（要綱第７条第１項第２号エ）

経営状況については、対象期間において不渡りの発生及び銀行取引停止を受けた業者を対象とし、第６表のとおり点数を付加するものとする。

第６表

経営状況	不渡り	銀行取引停止
付加点数	-25	-50

7　本店登記期間（個人の場合は、営業年数）（要綱第７条第１項第２号エ）

本店登記期間については、那覇市内における本店登記期間(個人の場合は、営業年数)により、第７表のとおり点数を付加するものとする。

第７表

営業年数	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
付加点数	5	10	15

8　ISO 認証取得及びエコアクション 21 の認証・登録（要綱第７条第１項第２号エ）

ISO 認証取得及びエコアクション 21 の認証・登録については、審査基準日における当該認証の取得・登録により、第８表のとおり点数を付加するものとする。ただし、付加する点数は、30 点を上限とする。

第８表

認証	ISO9000S	ISO14000S	エコアクション 21
付加点数	15	15	5

9　優秀建設工事表彰（要綱第７条第１項第２号エ）

優秀建設工事表彰については、継続登録業者でかつ直前２年度において那覇市上下水道局優秀建設工事表彰を受けた業者を対象とし、第９表のとおり点数を付加するものとする。ただし、同一業種について受賞が連続・重複する場合について付加する点数は、20 点を上限とする。

第９表（業種：水道施設工事のみ）

優秀建設工事表彰	直前２年度における受賞業者
付加点数	20

１０　社会貢献（要綱第７条第１項第２号エ）

社会貢献については、審査基準日において那覇市とのボランティア協定、災害時における応援協定等を締結している業者を対象とし、当該締結件数に応じ第 10 表のとおり点数を付加するものとする。ただし、第 10 表により付加する点数は、15 点を上限とする。

第 10 表

社会貢献	ボランティア協定	災害時における応援協定等
付加点数	10	5